

研修費は教員研修規程第17条に基づき支出されます。

第17条 海外研修教員及び国内研修教員を命じられた者に対しては、交通費、滞在費及び研修委託費(大学・研究所等の機関に支払う費用)等に充てるため次の区分により研修費を支給する。(以下、略)

この「支出予定」がありませんと研修費が個人所得とみなされ、課税対象となる可能性があります。ただし、領収書などを後日提出していただく必要はありません。

研修費支出予定についての所定の書式はありません。

支給される研修費(海外b:6ヶ月分667,000円、国内:6ヶ月分300,000円(滞在1ヶ月につき5万円以内(日割計算))について、海外b・国内研修分それぞれの使用見込みの内訳をご提出ください。(費目ごとの金額は概算で結構です。)

なお、同一費目を準備費(研修費)と個人研究費の両方から支出することはできませんので、ご注意ください。

見 本 ※費目・金額は例として列挙しています。

200 (平成) 年 月 日

2009 (平成21) 年度海外研修b及び国内研修費細目 (支出予定)

		所 属	
		氏 名	印
① 海外研修b	研修費 (研修先への支払い)		円
	交通費 ※航空運賃		円
	寮費		円
	資料印刷代		円
	通信費 (郵送代)		円
	合 計	667,000	円
② 国内研修	研修費 (研修先への支払い)		円
	交通費 (国内研修分: ○○線△△駅～■■線▼▼駅)		円
	資料代		円
	消耗品費 (文具代)		円
	通信費 (郵送代)		円
	合 計	300,000	円

※図書等は購入手続きがありますので、研修費からの支出は避けてください。